

週刊WEB

# 企業 経営

MAGA  
ZINE

Vol.700 2020.11.17

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2020年11月6日号

## 内部留保がコロナ禍の防波堤に

～企業財務の変化と意味合い

経済・金融フラッシュ 2020年11月12日号

## 企業物価指数(2020年10月)

～前年比 2%台の推移が続く公算大

経営 TOPICS

統計調査資料

## 景気ウォッチャー調査

(令和2年10月調査)

経営情報レポート

中小企業が取り組むメリットを紹介  
「SDGs」「ESG投資」の概要と動向

経営データベース

ジャンル:会社法 > サブジャンル:取締役の職務と権限

取締役の法的義務と責任

取締役の資格と取締役の権限

# 内部留保がコロナ禍の防波堤に ～ 企業財務の変化と意味合い

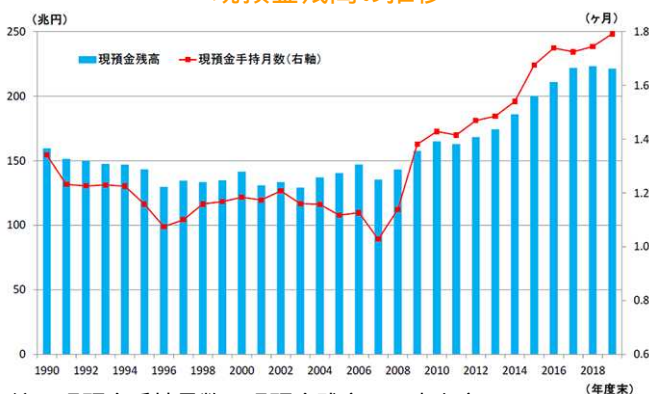
ニッセイ基礎研究所

**1** 新型コロナの拡大を受けて4-6月期の企業の売上・利益は急減した。財務面では、内部留保が取り崩されたほか、借入金が急増した。ただし、危機の前に内部留保の蓄積が進んできたことがコロナの悪影響の緩和に役立った面がある。

**2** リーマンショック以降、事業環境の改善に加えて、人件費等の費用が抑制されたことで、日本企業はより売上が減少しても利益を出せる収益体質となっていた。

また、利益の増加に伴って内部留保の増加ペースが加速し、内部留保の増加で生まれたキャッシュフローが十分に設備投資に回らなかった結果、資金が現預金として積み上がっていた。この背景には、「日本経済が成長できるイメージが持ちづらい」ことで企業が前向きにお金を使わなかったことに加えて、リーマンショックなどの危機を経験して、企業の間で将来の危機に備えて財務基盤を強化する動きが広がったことがあると考えられる。

現預金残高の推移



(注) 現預金持手月数 = 現預金残高 / (売上高 / 12)  
(資料) 財務省「法人企業統計調査」

**3** しかし、コロナ禍発生後は、高い収益体質となっていたことで多くの企業が赤字転落を免れたほか、内部留保の蓄積と連動させる形で現預金を積んでいたことで資金繰りの悪化が緩和され、借入金の増加を抑えることができた。

**4** 今回、コロナ禍という危機を経験した日本企業は、今後もますます利益を確保し、内部留保と現金を蓄積する動きを強めるだろう。その際には、人件費や設備投資といった前向きな資金の増加が抑制される可能性が高く、日本経済回復の抑制要因になり得る。

**5** こうした動きをできる限り緩和するためには、まず政府・企業・国民が協力してコロナの感染抑制と経済活動の両立を図ることで企業の収益・財務面における傷の拡大を抑えることが求められる。

そして、コロナ禍が収束した後は、企業の付加価値創出力を高めることが求められる。過去のデータを確認すると、「(十分かどうかは別にして)人件費の増加率が高い業種ほど、この間の付加価値の増加率が高い」という関係性が確認できる。企業が人件費を増やすには、当然だが付加価値の増加が必要ということだ。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください

# 企業物価指数(2020年10月) ～前年比 2%台の推移が続く公算大

ニッセイ基礎研究所

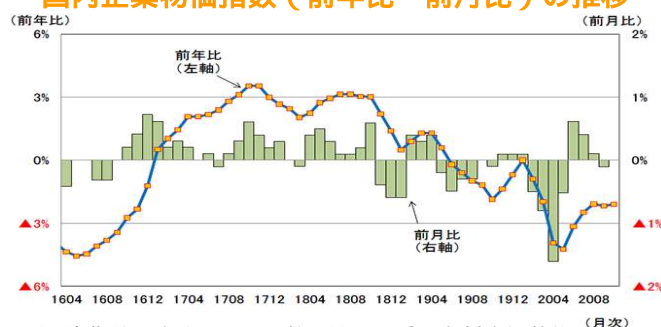
## 1 国内企業物価は消費税率引き上げの影響が一巡

11月12日に日本銀行から発表された企業物価指数によると、20年10月の国内企業物価指数は前年比 2.1% (9月: 同 0.8%) と8ヵ月連続のマイナスとなった。昨年10月の消費税率引き上げの影響が一巡したことにより、下落率が1.5%ポイント程度押し下げられ、マイナス幅は前月から大きく拡大した。

また、事前の市場予想 (QUICK集計: 前年比 2.0%、当社予想は同 2.2%) を下回る結果となった。

消費税を除いたベースでは9ヵ月連続のマイナスとなった (9月: 前年比 2.3%)。内外の経済活動の再開に伴い、非鉄金属が前年比6.9% (9月: 同5.8%) と4ヵ月連続の上昇となっており、堅調に推移している。一方で、持ち直しが続いていた石油・石炭製品は、原油価格が頭打ちとなっていることを背景として、前年比 16.3%となり、前月の同 15.5%から下落幅が拡大した。

### 国内企業物価指数 (前年比・前月比) の推移



(注) 消費税を除くベース。前月比は夏季電力料金調整後  
(資料) 日本銀行「企業物価指数」

## 2 原油価格の下落が輸入物価を下押し

20年9月の輸入物価指数<sup>(注1)</sup>は、契約通貨ベースでは前月比0.1% (9月: 同0.4%) と5ヵ月連続のプラスとなったものの、上昇幅は前月から鈍化した。一方、10月の円相場は前月比 0.5%の円高水準となったことから、円ベースでは前月比 0.1% (9月: 同0.2%) と下落に転じた。

契約通貨ベースで輸入物価指数の内訳をみると、原油が前月比 6.9% (9月: 同3.6%) のマイナスとなったことなどにより、石油・石炭・天然ガスが前月比 1.2% (9月: 同0.3%) と5ヵ月ぶりに下落に転じ、輸入物価を押し下げた。

(注1) 輸入物価指数は、消費税を除くベースで作成されている

## 3 当面前年比 2%台の推移が続く見込み

20年10月の需要段階別指数 (国内品 + 輸入品)<sup>(注2)</sup>をみると、素原材料が前年比 18.8% (9月: 同 17.9%)、中間財が前年比 3.1% (9月: 同 3.2%)、最終財が前年比 1.4% (9月: 同 1.7%) となった。国際商品市況の持ち直しペースが鈍化していることを受けて素原材料の下落幅が前月より若干拡大しており、今後中間財、最終財の価格にも波及する可能性がある。

(注2) 需要段階別指数は、消費税を除くベースで作成されている

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

# 景気ウォッチャー調査 (令和2年10月調査結果)

内閣府 2020年11月10日公表

## 今月の動き(2020年10月)

10月の現状判断DI(季節調整値)は、前月差5.2ポイント上昇の54.5となった。  
家計動向関連DIは、住宅関連が低下したものの、小売関連等が上昇したことから上昇した。

企業動向関連DIは、非製造業等が上昇したことから上昇した。

雇用関連DIについては、上昇した。

10月の先行き判断DI(季節調整値)は、前月差0.8ポイント上昇の49.1となった。

家計動向関連DI、企業動向関連DI、雇用関連DIが上昇した。

なお、原数値でみると、現状判断DIは前月差4.9ポイント上昇の53.6となり、先行き判断DIは前月差1.3ポイント上昇の48.4となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、着実に持ち直している。先行きについては、感染症の動向を懸念しつつも、持ち直しが続くともみている。」とまとめられる。

## I. 全国の動向

### 1 景気の現状判断DI(季節調整値)

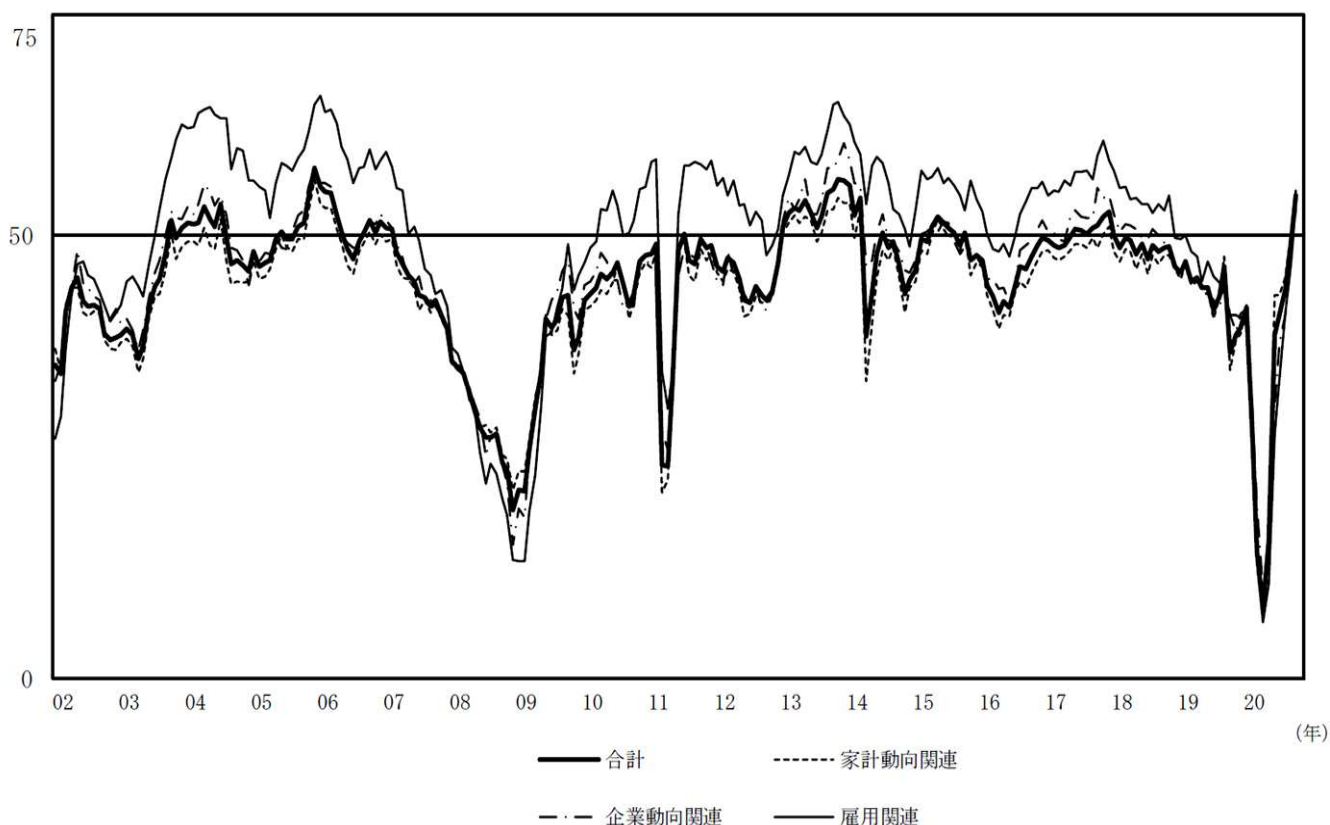
3か月前と比較しての景気の状態に対する判断DIは、54.5となった。家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのDIが上昇したことから、前月を5.2ポイント上回り、6か月連続の上昇となった。

景気の状態判断DI(季節調整値)

(DI)	年 月	2020 5	6	7	8	9	10	(前月差)
合計		15.5	38.8	41.1	43.9	49.3	54.5	(5.2)
家計動向関連		16.4	43.3	43.3	45.3	50.3	55.1	(4.8)
小売関連		19.4	47.0	43.3	46.6	47.6	53.7	(6.1)
飲食関連		8.6	39.6	41.3	36.9	55.0	60.4	(5.4)
サービス関連		11.9	39.0	45.0	45.5	54.2	58.2	(4.0)
住宅関連		17.2	32.1	37.8	42.3	52.5	48.3	(-4.2)
企業動向関連		15.0	30.4	37.8	41.1	47.4	53.0	(5.6)
製造業		16.6	30.0	36.9	41.1	49.5	53.5	(4.0)
非製造業		13.9	30.3	38.5	40.9	45.3	52.2	(6.9)
雇用関連		10.7	27.4	33.8	41.2	47.0	53.8	(6.8)

(D I)

景気の状態判断DI(季節調整値)



2 景気の先行き判断DI (季節調整値)

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、49.1となった。家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのDIが上昇したことから、前月を0.8ポイント上回った。

景気の先行き判断DI(季節調整値)

(D I)	年	2020						(前月差)
	月	5	6	7	8	9	10	
合計		36.5	44.0	36.0	42.4	48.3	49.1	(0.8)
家計動向関連		38.9	45.7	35.8	42.5	48.5	49.1	(0.6)
小売関連		39.0	43.6	35.3	43.1	47.6	48.6	(1.0)
飲食関連		34.7	45.3	33.7	40.0	50.6	48.1	(-2.5)
サービス関連		41.7	51.5	37.8	43.1	50.9	50.4	(-0.5)
住宅関連		29.3	39.8	34.4	38.1	42.5	48.0	(5.5)
企業動向関連		31.3	39.9	37.6	42.4	47.4	48.3	(0.9)
製造業		31.9	41.7	38.8	44.3	49.5	48.5	(-1.0)
非製造業		31.1	38.6	36.4	41.2	45.6	48.4	(2.8)
雇用関連		31.5	41.9	33.7	41.7	48.9	50.8	(1.9)

## II. 各地域の動向

### 1 景気の現状判断DI (季節調整値)

前月と比較しての現状判断DI (各分野計) は、全国 12 地域で上昇した。最も上昇幅が大きかったのは沖縄( 9.2 ポイント上昇)で、最も上昇幅が小さかったのは東海( 3.4 ポイント上昇)であった。

景気の現状判断DI(各分野計)(季節調整値)

(DI)	年 月	2020 5	6	7	8	9	10	(前月差)
全国		15.5	38.8	41.1	43.9	49.3	54.5	(5.2)
北海道		12.9	33.4	42.6	45.4	49.3	56.4	(7.1)
東北		14.7	37.4	40.6	40.8	45.8	54.1	(8.3)
関東		12.7	37.3	39.4	43.8	47.5	51.8	(4.3)
北関東		13.7	37.6	39.8	40.5	46.1	51.9	(5.8)
南関東		12.3	37.2	39.2	45.1	48.0	51.7	(3.7)
東京都		11.5	38.7	38.4	48.4	49.8	53.5	(3.7)
甲信越		17.1	38.2	36.3	41.6	49.4	56.5	(7.1)
東海		15.8	38.6	40.1	43.7	50.7	54.1	(3.4)
北陸		9.5	43.0	45.9	41.2	50.4	58.9	(8.5)
近畿		17.1	37.0	41.1	43.7	49.7	53.7	(4.0)
中国		19.0	38.8	42.7	44.5	49.9	55.9	(6.0)
四国		15.5	40.4	45.7	47.9	53.7	57.6	(3.9)
九州		20.0	43.2	44.4	44.7	48.8	57.7	(8.9)
沖縄		17.5	43.4	45.9	35.9	54.0	63.2	(9.2)

### 2 景気の先行き判断DI (季節調整値)

前月と比較しての先行き判断DI (各分野計) は、全国 12 地域中、7 地域で上昇、5 地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは北陸( 4.9 ポイント上昇)で、最も低下幅が大きかったのは北海道( 3.0 ポイント低下)であった。

景気の先行き判断DI(各分野計)(季節調整値)

(DI)	年 月	2020 5	6	7	8	9	10	(前月差)
全国		36.5	44.0	36.0	42.4	48.3	49.1	(0.8)
北海道		33.5	38.2	38.7	43.3	50.1	47.1	(-3.0)
東北		37.3	40.1	35.5	40.2	44.7	47.7	(3.0)
関東		35.7	42.9	36.1	42.9	48.0	46.6	(-1.4)
北関東		35.9	43.2	34.7	40.4	46.1	47.7	(1.6)
南関東		35.6	42.7	36.6	43.9	48.8	46.2	(-2.6)
東京都		39.5	46.2	35.9	47.7	51.2	46.9	(-4.3)
甲信越		37.0	42.7	40.6	44.3	51.2	48.6	(-2.6)
東海		36.2	47.4	34.3	44.1	47.3	48.3	(1.0)
北陸		33.2	49.4	35.1	38.2	49.6	54.5	(4.9)
近畿		38.2	43.4	35.6	43.7	46.5	45.8	(-0.7)
中国		35.5	47.2	38.3	43.1	49.7	50.5	(0.8)
四国		39.1	48.8	39.5	44.7	52.3	50.6	(-1.7)
九州		40.5	46.8	35.7	41.4	48.6	52.4	(3.8)
沖縄		37.4	50.3	32.9	44.2	56.9	57.2	(0.3)

景気ウォッチャー調査(令和2年10月調査)の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



経営情報  
レポート  
要約版

経 営



中小企業が取り組むメリットを紹介

# 「SDGs」「ESG 投資」 の概要と動向

1. SDGs (持続可能な開発目標) の概要
2. 中小企業がSDGsに取り組むメリット
3. ESG投資がSDGs達成のキーポイント
4. 企業の取り組み事例



## 参考文献

- 『SDGsが生み出す未来のビジネス』(株式会社インプレス) 『ケーススタディーで学ぶ 実践 企業のSDGs』(日経BP社) 『図解ポケット SDGsがよくわかる本』(秀和システム)

# 1

## 企業経営情報レポート

# SDGs (持続可能な開発目標) の概要

新聞や雑誌など、多くのメディアで「SDGs」という言葉を目にする機会が増えました。

SDGs ( Sustainable Development Goals ) は「持続可能な開発目標」を意味します。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた世界規模での目標ですが、日本の中小企業も取り組むべきテーマです。

しかし「具体的にどのように動けばいいのかわからない」という中小企業の経営者は少なくありません。本レポートでは、SDGsのアクションプランをベースに、中小企業がSDGsに取り組むことのメリットや事例を紹介します。

### ■ SDGsの概要

#### (1) 全世界で達成を目指す目標がSDGs

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

#### 世界が一丸となって達成を目指す17の目標





# 2

## 企業経営情報レポート

# 中小企業がSDGsに取り組むメリット

### ■ SDGsを活用するメリット

#### (1) 環境省が示したSDGs活用の4つのメリット

SDGsに取り組むことで、企業にはどのようなメリットがあるのでしょうか。環境省は、経営者と社員の距離が近い中小企業のほうが、大企業よりもSDGsの達成に向けて取り組みやすいと指摘しています。さらにSDGsを活用することで、企業に4つのメリットがあるととしています。

企業イメージの向上	社会の課題への対応
SDGsへの取組をアピールすることで、多くの人に「この会社は信用できる」「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より多様性に富んだ人材確保にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。	SDGsには社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の社会が必要としていることが詰まっています。これらの課題への対応は、経営リスクの回避とともに社会への貢献や地域での信頼獲得にもつながります。
生存戦略になる	新たな事業機会の創出
取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後は、SDGsへの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性もあり、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。	取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながります。

出典：環境省 すべての企業が持続的に発展するために - 持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド

#### (2) 大手広告代理店が示したSDGs活用の4つのメリット

大手広告代理店の電通も、企業の経営層や広告宣伝部門、広告会社向けに発表した「SDGs communication Guide」の中で、SDGsに取り組むことで企業に4つのメリットがあるととしています。

ステークホルダーとの関係性の改善と発展	社会課題解決は巨大なビジネスチャンス
SDGsへの取組は、企業のステークホルダーとの関係性を改善・発展させます。これは企業価値の向上につながるるとともに、さまざまな潜在的な社会的リスクを低減します。	世界経済フォーラムの2017年のレポートには「SDGsの達成により、2030年までに世界で年間12兆ドル以上の経済価値が生まれる」とあります。社会課題解決をめぐり、国内外でSDGsに関わる巨大なビジネスチャンスが期待されています。
SDGsを共通言語に、さまざまな主体との協同が実現	資金調達に益するESG投融資
SDGsが国境や官民の壁を超え、共通言語として目標や枠組みを提供することで、企業と国・自治体・中小企業や地域、NPO法人など、社会的課題に取り組むために相互に協力できるパートナーを結びつけ、協働の機会を創造します。	SDGsへの取り組みは、世界の投資家に浸透しているESG投融資を通して、企業の資金調達に有利に働きます。全世界の資産運用残高に占めるESG投資の割合は、2016年では約26%にのぼったと推計されています。

ESG投融資は、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)を重視した経営を行う企業の株式や債券などを対象とした投資方法  
出典：電通 「SDGs communication Guide」

# 3

## 企業経営情報レポート

# ESG投資がSDGs達成のキーポイント

### ■ 投資家から注目を集めるESG投資

SDGs とともに、「ESG 投資」というキーワードもビジネス情報として取り上げられるようになりました。

ESG 投資とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス＝企業統治）の3つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別する方法のことです。これまでの投資方法では、企業の業績（利益額や利益率等）や財務状況（負債額やキャッシュフロー等）といった財務情報が、投資を判断する上での主要な評価材料とされてきました。

しかし最近では、財務情報だけでは企業の持続性や長期的な収益性を図るのには不十分ではないかと考えられるようになり、ESG という非財務情報の要素を加えて投資判断されるようになりつつあります。

「収益性が高い」「財務状況が良い」といった点を評価するのに加え、「環境問題の改善への取り組み」「地域社会への貢献」「従業員への配慮」「法律順守の企業活動」などの ESG 課題に前向きに取り組んでいる点も含めて評価され、投資先から選定されます。

具体的には、環境面では温暖化防止や省エネ化等の環境負荷の軽減、多様性面では外国人社員の雇用、女性社員の幹部登用、コンプライアンス面では働きやすい職場環境の整備、社外取締役の積極的登用、などに取り組む企業が ESG 投資の対象となります。

### ESG投資の観点

Environment 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO<sub>2</sub>排出量の削減を行っているか？</li> <li>・ 生物多様性の保護を配慮しているか？</li> <li>・ 気候変動対策を行っているか？</li> <li>・ 再生可能エネルギーを活用しているか？ など</li> </ul>
Social 社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働環境の改善を行っているか？</li> <li>・ 人権に配慮しているか？</li> <li>・ 女性を役員に登用しているか？</li> <li>・ 児童労働を行っていないか？ など</li> </ul>
Governance 企業統治 (ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令を遵守しているか？</li> <li>・ 情報開示に積極的か？</li> <li>・ 社外取締役を設置しているか？</li> <li>・ 役員会の独立性は担保されているか？ など</li> </ul>

# 4 企業経営情報レポート

## 企業の取り組み事例

### ■ 事例1：株式会社水島紙店

#### (1) 企業概要

##### 事業を多角化し、海洋プラスチック問題解決と環境・観光県ブランドの支援に貢献

和洋紙の専門商社として昭和21年設立。紙、紙製品の卸売業等を営む。  
 ウェブサイトでオーダー手提げ袋制作事業「手提屋（てさげや）」を立ち上げ。  
 長野県の企業と協力し、自然豊かな環境・観光県としての地域ブランドイメージを支援。

#### (2) 経緯・背景等

産業構造の変化により新聞用紙などの印刷用紙の生産量が減少し、同時に廃プラスチックの海洋汚染問題に起因する世界規模の脱プラスチックの動きの中でビニール袋から紙袋に変更する取組が広まりつつあります。

この2つの環境変化を捉え、かつ長野県において紙袋を専門に制作する企業がなかったことから、同社は「卸売業」という従来のビジネスモデルに捉われずに強みを生かした新規事業を立ち上げました。

「紙のプロとデザイナーがお客様と対面で制作するオーダー手提げ袋」というブランド・アイデンティティを掲げてオーダー手提げ袋制作事業「手提屋」を開始しました。

#### (3) SDGs達成に向けた取り組み

株式会社水島紙店は、下記SDGsの達成に取り組まれました。



対応SDGs	SDGs達成に向けた取り組み
12・15	自然素材（木材）の有効活用など環境に配慮
14	脱プラスチックによる海洋汚染問題の解決
17	行政との連携強化により、地域内企業をサポート

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:会社法 > サブジャンル:取締役の職務と権限

# 取締役の法的義務と責任

取締役の法的義務と責任について教えてください。

取締役は法的には株主から会社の経営を委任されているため、受任者としての善良なる管理者の注意を持って会社経営に当らなければならないという善管注意義務を負っています。これは、役員として当然期待される常識を身につけ、日頃の経営判断や問題に対処しなければならない行動義務をいいます。また会社の業務方針に従って常に会社に対して忠実に仕事をする忠実義務も求められます。

要するに、すでに述べたような、取締役への期待を果たすために、自分を磨き、知識を身につけ、会社のために、忠実に、時には社長や他の役員の間違いを正すように職務を果たせば、義務を果たしたことになるわけです。

## 1. 会社に対する責任

取締役の会社に対する責任は過失責任と無過失責任に分かれます。

過失責任は、取締役に故意又は過失があったときに限り責任を負うものです。無過失責任は、取締役に故意または過失がなくても責任を負うものです。

## 2. 法令・定款違反の責任

取締役が法令又は定款に違反した行為をした結果、会社が損害を被ったときは、取締役はその損害を賠償する責任を負う。また、取締役が取締役会の承認を得ないで競業取引又は利益造反取引をした結果、会社に損害を与えれば、取締役の法令違反行為により損害賠償責任を負います。

## 3. 違法配当の責任

代表取締役が、利益配当の制限規定に違反して、配当できる利益がないのに、違法に利益処分案を作成して定時総会に提出して承認を受けた結果、違法な利益配当をした場合には、当該代表取締役は違法に配当された額を会社に弁済する責任を負います。

また、中間配当についても同様の責任を負います。

## 4. 取締役の利益相反取引の責任

取締役会の承認を得て、取締役が会社と直接取引したり、代表取締役が第三者と間接取引をした結果、会社が損害を被ったときは、直接取引については、当該取締役個人が、間接取引については当該代表取締役が、会社に対して会社が被った損害を賠償する責任を負うとともに、取締役会の承認決議に賛成した取締役全員が連帯して損害を賠償する責任を負います。

## 5. 第三者に対する責任

取締役は、会社以外の第三者である株主又は会社債権者等に対しても責任を負います。

これには任務懈怠による責任、不法行為責任、虚偽記載の責任があります。

# 取締役の資格と取締役の権限

取締役になれる人の要件及び  
取締役の権限について教えてください。

## 1. 取締役の資格要件

取締役には基本的には以下のような欠格事由がなければ誰でもなれます。

したがって、未成年者であっても取締役就任は可能です。ただ、未成年者が本当に取締役としての職務を完全に果たせるかどうかについては異論もあるかと思えます。単に員数合わせのためだけに、我が子を取締役にするようなことは他の取締役や幹部社員のやる気を削ぐ要因ともなりますし、ましてや役員報酬を支払っているとなるとなおさらですので、経営者はそのことを厳に慎むべきでしょう。

### 取締役の欠格事由

- ・ 商法、商法特例法または有限会社法で定める罪によって刑に処せられ、その執行を終えてから2年を経過しない者
- ・ 上記以外の罪で禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていないもの

## 2. 取締役の権限

取締役には次のような権限があります。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ① 会社の業務執行に関する決定に参加   | ② 代表取締役の選任、解任 |
| ③ 株主総会の決議取消しや無効確認の訴え | ④ 取締役会の召集     |
|                      | ⑤ 株主総会に出席     |

## 3. 取締役の兼任禁止

- |          |            |           |           |
|----------|------------|-----------|-----------|
| ① 自社の監査役 | ② 自社の会計監査人 | ③ 親会社の監査役 | ④ 競争会社の役員 |
|----------|------------|-----------|-----------|

監査役は取締役の業務執行を監査する責務を負っていますが、監査する側とされる側が一緒では監査になりませんので兼任が禁止されて当然のことです。会計監査人も同様で、この場合取締役をやめてから1年を超えないと就任できません。親会社の監査役は子会社に対する調査権を持っています。企業結合が複雑化している今日の実態からすると、監査役による子会社の調査権の実効を阻害する兼任禁止の規定は当然のことと言えます。

また、取締役はその会社に対して常に忠実に行動する義務を負います。従って他の競争会社の取締役を兼任すると、一方に忠実であろうとすると他方に対しては不忠になる事になり、一方の利益が他方の損失を生む事になってしまいます。したがってそのような事態を避けるために兼任が禁止されている訳です。